



宮 崎 県 公 報

平成22年12月14日 (火曜日) 号外 第 110 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例	頁	例	頁
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (総合政策課) 2		例…………… (財政課) 6	
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条		○宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 11	
		○教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例…………… (教育庁) 12	
		○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例…………… (警察本部) 12	

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第46号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
母子健康法に基づく未熟児の訪問指導など知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する市町村に移譲するため、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成23年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第47号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例 (条例第48号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
条例の適用期間を5年間延長するため、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例 (条例第49号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
県立都城きりしま支援学校小林校高等部の新設に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (条例第50号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の改正により、出会い系喫茶営業が店舗型性風俗特殊営業として新たに規定されたことに伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成23年1月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第46号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
事	務	市 町 村	事	務	市 町 村
[略]			[略]		
18の13	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）による次の事務（事業協同組合及び事業協同小組合にあってはその地区が右欄の各市町村の区域内であるもの又は企業組合にあってはその事務所のすべてが右欄の各市町村の区域内にあるものであって、その所管が知事に係るものに限る。） (1)～(8) [略] (9) <u>第69条第 2 項の規定による裁判所からの意見の聴取又は調査の受託に関すること</u>	宮崎市、都城市及び延岡市	18の13	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）による次の事務（事業協同組合及び事業協同小組合にあってはその地区が右欄の各市町村の区域内であるもの又は企業組合にあってはその事務所のすべてが右欄の各市町村の区域内にあるものであって、その所管が知事に係るものに限る。） (1)～(8) [略] (9) <u>第69条第 2 項の規定による裁判所からの意見の聴取又は調査の受託に関すること</u>	宮崎市、都城市及び延岡市
18の14	中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）による次の事務（その事務所のすべてが右欄の各市町村の区域内にある協業組合に係るものであって、その所管が知事に係るものに限る。） (1)～(8) [略] (9) <u>第 5 条の23第 4 項において準用する法第69条第 2 項の規定による裁判所からの意見の聴取又は調査の受託に関すること。</u>	宮崎市、都城市及び延岡市	18の14	中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）による次の事務（その事務所のすべてが右欄の各市町村の区域内にある協業組合に係るものであって、その所管が知事に係るものに限る。） (1)～(8) [略] (9) <u>第 5 条の23第 4 項において準用する法第69条第 2 項の規定による裁判所からの意見の聴取又は調査の受託に関すること。</u>	宮崎市、都城市及び延岡市
[略]			[略]		

第 2 条 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
事	務	市 町 村	事	務	市 町 村
[略]			[略]		
1の5	地方自治法による次の事務 (1) 第 9 条の 5 第 1 項の規定による届出の受理に関すること。 (2) 第 9 条の 5 第 2 項の規定による告示に関すること。	都城市、延岡市、日南市、小林市、串間市、えびの市、三股町、高鍋町、木城町、川南町及び都農町	1の5	地方自治法による次の事務 (1) 第 9 条の 5 第 1 項の規定による届出の受理に関すること。 (2) 第 9 条の 5 第 2 項の規定による告示に関すること。	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、 <u>日向市</u> 、串間市、えびの市、三股町、高鍋町、木城町、川南町、 <u>都農町及び門川町</u>
1の6	地方自治法による次の事務	宮崎市、都	1の6	地方自治法による次の事務	宮崎市、都

<p>(1) 第 260条第 1 項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(2) 第 260条第 2 項の規定による告示に関すること。</p>	<p>城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、国富町、綾町、高鍋町、木城町、川南町及び都農町</p>	<p>(1) 第 260条第 1 項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(2) 第 260条第 2 項の規定による告示に関すること。</p>	<p>城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、<u>高原町</u>、国富町、綾町、高鍋町、木城町、川南町、<u>都農町及び門川町</u></p>
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>1 の10 特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）による次の事務及び宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮崎県条例第26号）による当該事務に係る事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <p>(1) 第10条第 1 項の規定による認証に関すること。</p> <p>(2) 第10条第 2 項（第25条第 5 項及び第34条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧に関すること。</p> <p>(3) 第12条第 3 項（第25条第 5 項及び第34条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による通知に関すること。</p> <p>(4) 第13条第 2 項（第39条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(5) 第17条の 3 の規定による選任に関すること。</p> <p>(6) 第17条の 4 の規定による選任に関すること。</p> <p>(7) 第18条第 3 号の規定による報告の受理に関すること。</p> <p>(8) 第23条第 1 項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(9) 第25条第 3 項の規定による認証に関すること。</p> <p>(10) 第25条第 6 項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(11) 第29条第 1 項の規定による事業報告書等、役員名簿等及び定款等の受理に関すること。</p> <p>(12) 第29条第 2 項の規定による事業報告書等若しくは役員名簿等又は定款等の閲覧に関すること。</p> <p>(13) 第31条第 2 項の規定による認定に関すること。</p> <p>(14) 第31条第 4 項の規定による届出の受理に関すること。</p>	<p>宮崎市、都城市、延岡市、日南市及び小林市</p>	<p>1 の10 特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）による次の事務及び宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮崎県条例第26号）による当該事務に係る事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <p>(1) 第10条第 1 項の規定による認証に関すること。</p> <p>(2) 第10条第 2 項（第25条第 5 項及び第34条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧に関すること。</p> <p>(3) 第12条第 3 項（第25条第 5 項及び第34条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による通知に関すること。</p> <p>(4) 第13条第 2 項（第39条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(5) 第17条の 3 の規定による選任に関すること。</p> <p>(6) 第17条の 4 の規定による選任に関すること。</p> <p>(7) 第18条第 3 号の規定による報告の受理に関すること。</p> <p>(8) 第23条第 1 項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(9) 第25条第 3 項の規定による認証に関すること。</p> <p>(10) 第25条第 6 項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(11) 第29条第 1 項の規定による事業報告書等、役員名簿等及び定款等の受理に関すること。</p> <p>(12) 第29条第 2 項の規定による事業報告書等若しくは役員名簿等又は定款等の閲覧に関すること。</p> <p>(13) 第31条第 2 項の規定による認定に関すること。</p> <p>(14) 第31条第 4 項の規定による届出の受理に関すること。</p>	<p>宮崎市、都城市、延岡市、日南市、<u>小林市</u>、<u>えびの市</u>及び<u>高鍋町</u></p>

<p>(15) 第31条の 8 の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(16) 第32条第 2 項の規定による認証に関すること。</p> <p>(17) 第32条の 3 の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(18) 第34条第 3 項の規定による認証に関すること。</p> <p>(19) 第41条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(20) 第41条第 2 項の規定による書面の提示及び交付に関すること。</p> <p>(21) 第42条の規定による改善命令に関すること。</p> <p>(22) 第43条第 1 項の規定による認証の取消しに関すること。</p> <p>(23) 第43条第 2 項の規定による認証の取消しに関すること。</p> <p>(24) 第43条第 4 項の規定による書面の交付に関すること。</p> <p>(25) 第43条の 2（第12条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関すること。</p> <p>(26) 第43条の 3（第12条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による意見の受理に関すること。</p>		<p>(15) 第31条の 8 の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(16) 第32条第 2 項の規定による認証に関すること。</p> <p>(17) 第32条の 3 の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(18) 第34条第 3 項の規定による認証に関すること。</p> <p>(19) 第41条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(20) 第41条第 2 項の規定による書面の提示及び交付に関すること。</p> <p>(21) 第42条の規定による改善命令に関すること。</p> <p>(22) 第43条第 1 項の規定による認証の取消しに関すること。</p> <p>(23) 第43条第 2 項の規定による認証の取消しに関すること。</p> <p>(24) 第43条第 4 項の規定による書面の交付に関すること。</p> <p>(25) 第43条の 2（第12条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関すること。</p> <p>(26) 第43条の 3（第12条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による意見の受理に関すること。</p>	
<p>〔略〕</p>		<p>〔略〕</p>	
<p>2 の 2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による次の事務</p> <p>(1) 次に掲げる場合における第 9 条第 1 項の規定による許可に関すること。</p> <p>ア 鳥獣又は鳥類の卵であって傷病その他の理由により緊急に保護を要するものの捕獲又は採取をしようとする場合</p> <p>イ 飼養の目的でメジロの捕獲をしようとする場合</p> <p>(2) 第 9 条第 7 項の規定による許可証（（1）の事務に係るものに限る。以下この項において同じ。）の交付に関すること。</p> <p>(3) 第 9 条第 8 項の規定による従事者証（（1）の事務に係るものに限る。以下この項において同じ。）の交付に関すること。</p> <p>(4) 第 9 条第 9 項の規定による許可証及び従事者証の再交付に関すること。</p> <p>(5) 第 9 条第 11 項の規定による許可証及び従事者証の返納の受理に関すること。</p> <p>(6) 第 9 条第 13 項の規定による報告（（1）の事務に係るものに限る。）の受理に関すること。</p> <p>(7) 第 19 条第 3 項の規定による登録票（傷病により保護を要する鳥獣に係るものに限る。以下この項において同じ。）の交付に関すること。</p> <p>(8) 第 19 条第 5 項の規定による更新（傷病</p>	<p>宮崎市、都城市、日南市、小林市、日向市、えびの市、三股町、高原町、綾町、新富町、西米良村、木城町、川南町、諸塚村、椎葉村及び日之影町</p>	<p>2 の 2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による次の事務</p> <p>(1) 次に掲げる場合における第 9 条第 1 項の規定による許可に関すること。</p> <p>ア 鳥獣又は鳥類の卵であって傷病その他の理由により緊急に保護を要するものの捕獲又は採取をしようとする場合</p> <p>イ 飼養の目的でメジロの捕獲をしようとする場合</p> <p>(2) 第 9 条第 7 項の規定による許可証（（1）の事務に係るものに限る。以下この項において同じ。）の交付に関すること。</p> <p>(3) 第 9 条第 8 項の規定による従事者証（（1）の事務に係るものに限る。以下この項において同じ。）の交付に関すること。</p> <p>(4) 第 9 条第 9 項の規定による許可証及び従事者証の再交付に関すること。</p> <p>(5) 第 9 条第 11 項の規定による許可証及び従事者証の返納の受理に関すること。</p> <p>(6) 第 9 条第 13 項の規定による報告（（1）の事務に係るものに限る。）の受理に関すること。</p> <p>(7) 第 19 条第 3 項の規定による登録票（傷病により保護を要する鳥獣に係るものに限る。以下この項において同じ。）の交付に関すること。</p> <p>(8) 第 19 条第 5 項の規定による更新（傷病</p>	<p>宮崎市、都城市、日南市、小林市、日向市、えびの市、三股町、高原町、綾町、新富町、西米良村、木城町、川南町、<u>都農町</u>、諸塚村、椎葉村及び日之影町</p>

により保護を要する鳥獣に係るものに限る。 。)に関すること。 (9) 第19条第6項の規定による登録票の再 交付に関すること。 (10) 第20条第3項の規定による届出(傷病 により保護を要する鳥獣に係るものに限る 。)の受理に関すること。 (11) 第21条第1項の規定による登録票の返 納の受理に関すること。 (12) 第75条第1項の規定による報告の徴収 ((1)の事務に係るものに限る。) に関す ること。 (13) 第75条第3項の規定による立入検査 ((1)及び(7)の事務に係るものに限る。) に関すること。		により保護を要する鳥獣に係るものに限る 。)に関すること。 (9) 第19条第6項の規定による登録票の再 交付に関すること。 (10) 第20条第3項の規定による届出(傷病 により保護を要する鳥獣に係るものに限る 。)の受理に関すること。 (11) 第21条第1項の規定による登録票の返 納の受理に関すること。 (12) 第75条第1項の規定による報告の徴収 ((1)の事務に係るものに限る。) に関す ること。 (13) 第75条第3項の規定による立入検査 ((1)及び(7)の事務に係るものに限る。) に関すること。	
2の3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する 法律による次の事務 (1) 第24条第1項の規定による許可に関す ること。 (2) 第24条第5項の規定による販売許可証 の交付に関すること。 (3) 第24条第6項の規定による販売許可証 の再交付に関すること。 (4) 第24条第8項の規定による販売許可証 の返納の受理に関すること。 (5) 第75条第1項の規定による報告の徴収 ((1)の事務に係るものに限る。) に関す ること。 (6) 第75条第3項の規定による立入検査 ((1)の事務に係るものに限る。) に関す ること。	宮崎市、都 城市、日南 市、小林市 、えびの市 、高原町、 綾町、新富 町、西米良 村、木城町 、諸塚村及 び日之影町	2の3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する 法律による次の事務 (1) 第24条第1項の規定による許可に関す ること。 (2) 第24条第5項の規定による販売許可証 の交付に関すること。 (3) 第24条第6項の規定による販売許可証 の再交付に関すること。 (4) 第24条第8項の規定による販売許可証 の返納の受理に関すること。 (5) 第75条第1項の規定による報告の徴収 ((1)の事務に係るものに限る。) に関す ること。 (6) 第75条第3項の規定による立入検査 ((1)の事務に係るものに限る。) に関す ること。	宮崎市、都 城市、 <u>延岡</u> 市、日南市 、小林市、 <u>日</u> <u>向市</u> 、え びの市、高 原町、綾町 、新富町、 西米良村、 木城町、 <u>都</u> <u>農町</u> 、諸塚 村及び日之 影町
[略]		[略]	
3の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する 法律施行規則による次の事務 (1) 第24条第5項の規定による販売許可証 の交付を受けた者からの住所等の変更の届 出の受理に関すること。 (2) 第24条第6項の規定による販売許可証 の亡失の届出の受理に関すること。	宮崎市、都 城市、日南 市、小林市 、えびの市 、高原町、 綾町、新富 町、西米良 村、木城町 、諸塚村及 び日之影町	3の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する 法律施行規則による次の事務 (1) 第24条第5項の規定による販売許可証 の交付を受けた者からの住所等の変更の届 出の受理に関すること。 (2) 第24条第6項の規定による販売許可証 の亡失の届出の受理に関すること。	宮崎市、都 城市、 <u>延岡</u> 市、日南市 、小林市、 <u>日</u> <u>向市</u> 、え びの市、高 原町、綾町 、新富町、 西米良村、 木城町、 <u>都</u> <u>農町</u> 、諸塚 村及び日之 影町
[略]		[略]	
4の2 自然公園法による次の事務(国定公園 に係るものに限る。) (1)~(33) [略] (34)~(36) [略]	宮崎市及び 日向市	4の2 自然公園法による次の事務(国定公園 に係るものに限る。) (1)~(33) [略] (34) 第37条第2項の規定による指示に関す ること。 (35)~(37) [略]	宮崎市及び 日向市
[略]		[略]	
5の2 宮崎県立自然公園条例による次の事務	宮崎市	5の2 宮崎県立自然公園条例による次の事務	宮崎市

(1)～(27) [略]		(1)～(27) [略]	
[略]		(28) 第33条第2項の規定による指示に関すること。	
[略]		[略]	
10 医療法（昭和23年法律第 205号）による病院若しくは診療所又は医療法人に関する次の事務 (1)～(5) [略]	宮崎市	10 医療法（昭和23年法律第 205号）による病院若しくは診療所又は医療法人に関する次の事務 (1)～(5) [略]	宮崎市
(6) 第7条第2項の規定による病院の病床数等の変更の許可の申請の受理に関すること。		(6) 第7条第2項の規定による病院の病床等の変更の許可（病床数及び病床の種別ごとの病床数の変更の許可を除く。）に関すること。	
(7) 第7条第3項の規定による診療所の病床の設置及び病床数等の変更の許可の申請の受理に関すること。		(7) 第7条第2項の規定による病院の病床数及び病床の種別ごとの病床数の変更の許可の申請の受理に関すること。	
(8)～(29) [略]		(8) 第7条第3項の規定による診療所の病床等の変更の許可（病床数及び病床の種別ごとの病床数の変更の許可を除く。）に関すること。	
[略]		(9) 第7条第3項の規定による診療所の病床の設置並びに病床数及び病床の種別ごとの病床数の変更の許可の申請の受理に関すること。	
[略]		(10)～(31) [略]	
18の3 水道法（昭和32年法律第 177号）による次の事務	都城市、延岡市、日向市、えびの市、高原町	18の3 水道法（昭和32年法律第 177号）による次の事務	都城市、延岡市、日向市、えびの市、三股町
(1) 第36条第3項の規定による必要な措置の指示に関すること。		(1) 第36条第3項の規定による必要な措置の指示に関すること。	
(2) 第37条の規定による給水停止命令（（1）の事務に係るものに限る。）に関すること。	国富町、木城町、川南町、都農町、門川町、椎葉村、美郷町及び日之影町	(2) 第37条の規定による給水停止命令（（1）の事務に係るものに限る。）に関すること。	国富町、木城町、川南町、都農町、門川町、椎葉村、美郷町及び日之影町
(3) 第39条第3項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。		(3) 第39条第3項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。	
[略]		[略]	
18の5 [略]		18の5 [略]	
[略]		18の6 母子保健法による次の事務	えびの市及び綾町
[略]		(1) 第19条第1項の規定による未熟児の訪問指導に関すること。	
[略]		(2) 第19条第2項において準用する第11条第2項の規定による訪問指導の継続に関すること。	
18の6～18の17 [略]		18の7～18の18 [略]	
[略]		[略]	

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第47号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
別表第2（第3条関係）					別表第2（第3条関係）						
手数料	区	分	単位	金額	備考	手数料	区	分	単位	金額	備考
[略]					[略]						
24 危険 物製造 所等の 設置許 可申請 手数料	[略]	[略]	同	580,000円		24 危険 物製造 所等の 設置許 可申請 手数料	[略]	[略]	同	530,000円	
				900,000円						820,000円	
				1,090,000円						990,000円	
				1,210,000円						1,100,000円	
				1,540,000円						1,400,000円	
				1,800,000円						1,640,000円	
				4,230,000円						3,850,000円	
				5,590,000円						5,090,000円	
				6,910,000円						6,290,000円	
				1,230,000円						1,120,000円	

	外タンク 貯蔵所	キロリットル以 上 5,000キロリ ットル未満のも の				外タンク 貯蔵所	キロリットル以 上 5,000キロリ ットル未満のも の		
		危険物の貯蔵最 大数量が 5,000 キロリットル以 上 1 万キロリッ トル未満のもの	同	1,460,000円			危険物の貯蔵最 大数量が 5,000 キロリットル以 上 1 万キロリッ トル未満のもの	同	1,330,000円
		危険物の貯蔵最 大数量が 1 万キ ロリットル以上 5 万キロリット ル未満のもの	同	1,630,000円			危険物の貯蔵最 大数量が 1 万キ ロリットル以上 5 万キロリット ル未満のもの	同	1,480,000円
		危険物の貯蔵最 大数量が 5 万キ ロリットル以上 10 万キロリット ル未満のもの	同	2,010,000円			危険物の貯蔵最 大数量が 5 万キ ロリットル以上 10 万キロリット ル未満のもの	同	1,830,000円
		危険物の貯蔵最 大数量が 10 万キ ロリットル以上 20 万キロリット ル未満のもの	同	2,330,000円			危険物の貯蔵最 大数量が 10 万キ ロリットル以上 20 万キロリット ル未満のもの	同	2,120,000円
		危険物の貯蔵最 大数量が 20 万キ ロリットル以上 30 万キロリット ル未満のもの	同	4,760,000円			危険物の貯蔵最 大数量が 20 万キ ロリットル以上 30 万キロリット ル未満のもの	同	4,330,000円
		危険物の貯蔵最 大数量が 30 万キ ロリットル以上 40 万キロリット ル未満のもの	同	6,120,000円			危険物の貯蔵最 大数量が 30 万キ ロリットル以上 40 万キロリット ル未満のもの	同	5,570,000円
		危険物の貯蔵最 大数量が 40 万キ ロリットル以上 のもの	同	7,440,000円			危険物の貯蔵最 大数量が 40 万キ ロリットル以上 のもの	同	6,770,000円
		岩盤タン クに係る 屋外タン ク貯蔵所	危険物の貯蔵最 大数量が 40 万キ ロリットル未満 のもの	同			6,320,000円	岩盤タン クに係る 屋外タン ク貯蔵所	危険物の貯蔵最 大数量が 40 万キ ロリットル未満 のもの
		危険物の貯蔵最 大数量が 40 万キ ロリットル以上 50 万キロリット ル未満のもの	同	7,970,000円			危険物の貯蔵最 大数量が 40 万キ ロリットル以上 50 万キロリット ル未満のもの	同	7,250,000円
	危険物の貯蔵最 大数量が 50 万キ ロリットル以上 のもの	同	11,800,000円		危険物の貯蔵最 大数量が 50 万キ ロリットル以上 のもの	同	10,700,000円		
	[略]				[略]				
	[略]				[略]				
28 危険	[略]				28 危険	[略]			

物製造 所等の 設置の 許可に 係る完 成検査 前検査 手数料	基礎 ・ タンク貯 蔵所 地盤 検査	特定	危険物の貯蔵最 大数量が 1,000 キロリットル以 上 5,000キロリ ットル未満のも の	同	450,000円	物製造 所等の 設置の 許可に 係る完 成検査 前検査 手数料	基礎 ・ タンク貯 蔵所 地盤 検査	特定	危険物の貯蔵最 大数量が 1,000 キロリットル以 上 5,000キロリ ットル未満のも の	同	410,000円
			危険物の貯蔵最 大数量が 5,000 キロリットル以 上 1 万キロリッ トル未満のもの	同	590,000円				危険物の貯蔵最 大数量が 5,000 キロリットル以 上 1 万キロリッ トル未満のもの	同	540,000円
			危険物の貯蔵最 大数量が 1 万キ ロリットル以上 5 万キロリッ トル未満のもの	同	770,000円				危険物の貯蔵最 大数量が 1 万キ ロリットル以上 5 万キロリッ トル未満のもの	同	700,000円
			危険物の貯蔵最 大数量が 5 万キ ロリットル以上 10 万キロリッ トル未満のもの	同	1,010,000円				危険物の貯蔵最 大数量が 5 万キ ロリットル以上 10 万キロリッ トル未満のもの	同	920,000円
			危険物の貯蔵最 大数量が 10 万キ ロリットル以上 20 万キロリッ トル未満のもの	同	1,140,000円				危険物の貯蔵最 大数量が 10 万キ ロリットル以上 20 万キロリッ トル未満のもの	同	1,040,000円
			危険物の貯蔵最 大数量が 20 万キ ロリットル以上 30 万キロリッ トル未満のもの	同	1,760,000円				危険物の貯蔵最 大数量が 20 万キ ロリットル以上 30 万キロリッ トル未満のもの	同	1,600,000円
			危険物の貯蔵最 大数量が 30 万キ ロリットル以上 40 万キロリッ トル未満のもの	同	2,000,000円				危険物の貯蔵最 大数量が 30 万キ ロリットル以上 40 万キロリッ トル未満のもの	同	1,820,000円
			危険物の貯蔵最 大数量が 40 万キ ロリットル以上 のもの	同	2,230,000円				危険物の貯蔵最 大数量が 40 万キ ロリットル以上 のもの	同	2,030,000円
		溶接 部 検査	特定 屋外 タンク貯 蔵所	危険物の貯蔵最 大数量が 1,000 キロリットル以 上 5,000キロリ ットル未満のも の	同			540,000円	溶接 部 検査	特定 屋外 タンク貯 蔵所	危険物の貯蔵最 大数量が 1,000 キロリットル以 上 5,000キロリ ットル未満のも の
危険物の貯蔵最 大数量が 5,000 キロリットル以 上 1 万キロリッ トル未満のもの	同			690,000円	危険物の貯蔵最 大数量が 5,000 キロリットル以 上 1 万キロリッ トル未満のもの	同	630,000円				
危険物の貯蔵最 大数量が 1 万キ ロリットル以上 のもの	同			1,040,000円	危険物の貯蔵最 大数量が 1 万キ ロリットル以上 のもの	同	950,000円				

		5万キロリットル未満のもの						5万キロリットル未満のもの				
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	同	<u>1,440,000円</u>				危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	同	<u>1,310,000円</u>		
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	同	<u>1,810,000円</u>				危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	同	<u>1,650,000円</u>		
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	同	<u>3,490,000円</u>				危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	同	<u>3,180,000円</u>		
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	同	<u>4,280,000円</u>				危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	同	<u>3,890,000円</u>		
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	同	<u>4,890,000円</u>				危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	同	<u>4,450,000円</u>		
	岩盤タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	同	<u>10,000,000円</u>			岩盤タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	同	<u>9,100,000円</u>		
	ク	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	同	<u>13,600,000円</u>			ク	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	同	<u>12,400,000円</u>		
	検査	危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	同	<u>18,700,000円</u>			検査	危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	同	<u>17,000,000円</u>		
[略]					[略]							
35	特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査手数料	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>340,000円</u>		35	特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査手数料	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>310,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	同	<u>450,000円</u>					危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	同	<u>410,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上のもの	同	<u>790,000円</u>					危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上のもの	同	<u>720,000円</u>

	5万キロリットル未満のもの				5万キロリットル未満のもの			
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	同	1,010,000円		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	同	920,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	同	1,270,000円		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	同	1,160,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	同	3,110,000円		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	同	2,830,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	同	3,810,000円		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	同	3,470,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	同	4,400,000円		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	同	4,000,000円	
	岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	同	2,920,000円	岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	同	2,660,000円
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	同	3,500,000円		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	同	3,190,000円
		危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	同	5,260,000円		危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	同	4,790,000円
	[略]				[略]			
	[略]				[略]			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第48号

宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例

宮崎県森林環境税条例（平成18年宮崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

第 3 条 平成18年度から平成22年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第27条の規定にかかわらず、同条に定める額に 500円を加算した額とする。

（法人等の県民税の均等割の税率の特例）

第 4 条 平成18年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日までの間（以下この条において「特例期間」という。）を開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法（昭和25年法律第 226号。以下「法」という。）第52条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に 100分の 5 を乗じて得た額を加算した額とする。

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

第 3 条 平成18年度から平成27年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第27条の規定にかかわらず、同条に定める額に 500円を加算した額とする。

（法人の県民税の均等割の税率の特例）

第 4 条 平成18年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間（以下この条において「特例期間」という。）を開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法（昭和25年法律第 226号。以下「法」という。）第52条第 2 項第 4 号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に 100分の 5 を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行し、第 4 条の改正規定（「平成23年 3 月31日」を「平成28年 3 月31日」に改める部分を除く。）は、平成22年10月 1 日から適用する。

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第49号

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
区分及び名称	位 置	区分及び名称	位 置
学校		学校	
[略]		[略]	
特別支援学校		特別支援学校	
[略]		[略]	
同 小林校中学部	[略]	同 小林校中学部	[略]
[略]		同 小林校高等部	同 真方 124番地
[略]		[略]	
[略]		[略]	

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第50号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年宮崎県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(店舗型性風俗特殊営業の禁止地域)		(店舗型性風俗特殊営業の禁止地域)	
第11条 店舗型性風俗特殊営業は、法第28条第 1 項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる営業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に定める地域においては、これを営んではならない。		第11条 店舗型性風俗特殊営業は、法第28条第 1 項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる営業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に定める地域においては、これを営んではならない。	
種 類	地 域	種 類	地 域
[略]		[略]	
2 [略]		2 [略]	

	3 <u>法第 2 条第 6 項第 6 号の 営業（風俗営業等の規制及 び業務の適正化等に関する 法律施行令の一部を改正す る政令（平成22年政令第 1 68号）による改正後の風俗 営業等の規制及び業務の適 正化等に関する法律施行令 （昭和59年政令第 319号） 第 5 条に規定するものに限 る。）</u>	県内全域
--	---	------

附 則

(施行の期日)

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行により新たに店舗型性風俗特殊営業に該当することとなる営業を営んでいる者（次項において「営業者」という。）の当該営業に対するこの条例による改正後の第11条及び第13条の規定は、平成23年1月31日までの間は適用しない。
- 3 営業者が当該営業について平成23年1月31日までの間に法第27条第1項の届出書を提出したときは、この条例による改正後の第11条及び第13条の規定は適用しない。

